

平成 22 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二  
( コード番号 : 9 7 2 9 名 証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 : 常 務 取 締 役 安 藤 嘉 章  
( 電 話 番 号 : 0 5 8 - 2 6 3 - 5 1 1 1 )

## 当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）

### の一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、本日付けの「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」と題するプレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認がなされたこと（平成 22 年 3 月 19 日上場予定）を機に、株主・投資家の皆様に「当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）」（以下「本方針」といいます。）をより深くご理解いただくため、昨今の買収防衛策に対する考え方等を踏まえて記載内容を充実させるとともに、法令改正等による所要の変更を行うこと及び本方針の有効期限後においても本方針を継続することに関しまして、本日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

本方針は、平成 18 年 8 月 7 日開催の取締役会決議により、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 52 回定時株主総会の終結時を有効期限として導入し、当該定時株主総会において、その継続について、ご承認いただき、その有効期限を当該定時株主総会の終結時から 3 年間といたしました。

本方針は、本年 6 月に有効期限を迎えることから、その有効期限到来に先立ち、当社は本日開催の当社取締役会において、本方針の内容を一部変更することを決議するとともに、平成 22 年 6 月開催予定の当社第 55 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、本方針を継続することを決議いたしました。

本方針の一部変更及び継続を決議した当社取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の具体的運用が適切に行われることを条件に、本方針の一部変更及び継続に賛同する旨の意見を述べております。また、当該当社取締役会に先立ちまして、当社独立委員会においても、審議を行い、全員一致でその内容に賛成する旨の決議をしております。

なお、平成 21 年 9 月 30 日現在の当社大株主の状況については別紙 1 記載のとおりであり、さ

らに、本方針の一部変更及び継続を決議いたしました平成22年2月24日現在、当社に対して特定の第三者から具体的な買収提案を提示されている事実はございません。

本方針は、当社の企業価値を損ない、ひいては会社や株主の皆様の利益につながらない不合理な買収が行われる事態を避止するために、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対するものであり、その具体的内容は以下のとおりです。

#### 注1．特定株主グループ

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

#### 注2．議決権割合

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3．株券等 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上に向けた取り組みについて

当社は、昭和30年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し半世紀に亘って様々な事業を展開してまいりました。特に現在では、医療機関や老人福祉施設等比較的体力が弱った方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてのその専門的な知識と経験を活かし、お客様に安心と安全をお届けしております。また、サービス業の基本は「お客様第一」に徹することと認識し、サービスの過程での当社の従業員の接遇マナーの良さに対しましても高い評価をいただいております。このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確に捉えて、それを提供することで当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めてまいりました。

また、当社グループでは数多くの医療機関や福祉施設から様々な業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。福祉用具の貸与事業におきましても、全国に550社を超える提携店に福祉用具を提供するとともに、ケアマネジャー様のご信頼の下にエンドユーザー様に福祉用具を貸与しております。そして、平成21年12月末に92店舗を有する調剤薬局では、病院様との緊密な連携を背景にして大勢の患者様にお薬を提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、平成21年12月末時点で全国に1,251社もの代理店を有するフランチャイズ網を築いており、このような医療機関、福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、これらは、医療機関業務の受託やレンタル事業の根幹をなすものと考えております。

一方で、高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続けており、国家財政にとっても大きな問題となっておりますが、厚生労働省は医療や福祉にかかるコストを削減するために、法律や制度の改正を立て続けに行なっており、当社グループを取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ません。そこで、当社グループでは、医療機関や福祉施設から様々な事業を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つ一つの事業を独立させるのではなく、有機的に結合させ複数のサービスを提供することにより、当社グループの強さを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

このように、当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等様々な関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力に支えられて、これまで企業価値を高めてまいるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。このため、この長年に亘って築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに当社グループの事業の運営を進めることが、きわめて重要なことであると認識しております。従いまして、引き続き、この協力体制を踏まえた上で、当社グループの運営を行うことが、当社の企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

## 2. 本方針の目的

当社取締役会は、当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく、当社株式を保有される株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量買付行為が行われたとしても、そのこと自体により直ちに企業価値及び株主共同の利益が害されるということはなく、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資する場合であれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益に明らかな侵害をもたらすものや、その態様等から大量買付行為に応じて株主の皆様には強要する恐れのあるものも見られます。また、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大量買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社としては、株主の皆様が大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かを判断するに際し、必要かつ十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような体制を確保することが、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと考えております。

以上のことに鑑み、当社取締役会は、大量買付行為が行われる際は、それが株主共同の利益及び当社の企業価値向上に資するものか否かを株主の皆様にご判断いただくために、必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保することによって、当社の企業価値及び株主共同の利益を損ねることに明らかな侵害を与える者による企業支配を防ぎ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、以下のような大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を継続して導入することを決定いたしました。

## 3. 大量買付ルール

当社が提示する大量買付ルールとは、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にはのみ、大量買付者は、大量買付行為を開始する、というものです。具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

### (1) 意向表明書の提出

まず、大量買付者は、大量買付行為をしようとする場合は、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、

当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに情報開示を行います。

## (2) 独立委員会

当社は、大量買付ルールの利用の適正性を確保するために、また当社の企業価値及び株主の皆様のご利益を守るべく一定の方策を採る場合における、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。この独立委員会の構成員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外監査役と、外部の有識者等も交えた形の組織といたしますが、本日現在、この独立委員には、別紙3記載のとおり、星野 鉄夫氏（岐阜車体工業株式会社代表取締役会長）、高井 法博氏（税理士（株式会社TACT経済研究所代表取締役））、川島 和男氏（社外監査役／弁護士（川島和男法律事務所所長））の3名にご就任いただいております。この独立委員会は、以下の(3)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断及び以下の4.に記載する対抗措置の是非について、当社取締役会に勧告等を行います。また、独立委員会規則においては、独立委員会の決議方法は委員全員の出席による過半数によって決められる旨（独立委員会規則第6条）及び本方針の見直しや廃止についても審議または決定を行う（同規則第7条）旨が定められております。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の4.に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定いたします。なお、独立委員会が対抗措置の発動に際して、株主意思確認総会の開催を求める場合、あるいは、取締役会が同総会開催に要する時間等を勘案したうえで、同総会の開催を決定した場合は、対抗措置発動に関する株主のご意思を問う総会を開きます。

## (3) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様のご適切な判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者にご提出いただく大量買付情報のリストを交付いたします。そのリストの項目の一部は以下のとおりですが、その具体的な内容は大量買付者の特性、想定される大量買付行為の態様等により、異なる場合がございます。

- ①大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）及びそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大量買付行為の目的、方法及び内容
- ③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業

## 計画

### ⑤その他当社取締役会が必要と考える情報

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様的大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがあ  
る場合は、その全部または一部を公表いたします。

### (4) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値向上さらには株主共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、独立委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行ないます。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了してから、以下に示すような時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が必要であると考え、大量買付行為はこの評価期間終了後にのみ実施されうるものとします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は 60 日間

②その他の買付の場合は 90 日間

## 4. 対抗措置の取扱い

### (1) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様は、このような大量買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要かつ十分な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は行いません。しかしながら、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、原則として対抗措置の発動を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙 2 記載のとおりとします。

①真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を釣り上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘

密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

- ③当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又は特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

## (2) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の保護を目的とし、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙2記載のとおりとします。

## (3) 対抗措置をとるにあたっての手續

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大量買付者が大量買付ルールを遵守しているか否か、及び当該大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する大量買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

更に、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上とい

う観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を情報提供したうえで諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 5. 本方針の合理性及び公正性

本方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性及び公正性が認められるものと考えております。また、本方針は、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容となっております。

### (1) 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上

本方針は、上記 2. で述べたとおり、大量買付者に対して事前に大量買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大量買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

### (2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様ならびに大量買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本方針を予め開示するものです。

### (3) 株主意思の尊重

当社は、本定時株主総会において本方針の継続の承認に関する議案を上程する予定であり、本定時株主総会において承認が得られることを条件として本方針の効力を継続させるものです。

また、当社は、3 年ごとに、本方針の継続について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本方針の継続の是非をお諮りしてまいります。

なお、後述 7. のとおり、本方針の有効期限前であっても、本方針を廃止する旨の当社

株主総会の決議があった場合には、本方針を廃止することができることされており、この点においても株主の皆様の意思が尊重されています。

#### (4) 外部専門家等の意見の取得及び独立委員会の設置

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で本方針の実施を行います。また、当社は独立委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものいたします。これらにより、当社取締役会の恣意的判断が行われる可能性を排除し、また、客観性及び合理性がより強く担保されることとなります。

#### (5) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、後述の7.に記載のとおり、当社取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものであり、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 6. 株主・投資家に与える影響等

#### (1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様と与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様と利益に資するものであると考えております。

なお、上述の4.において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により、取締役会の権限として認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が、法的権利ま

たは経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様にかかわる手続きについては、次のとおりです。

#### ①株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当をすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

#### ②当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得の手続きを取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

新株予約権の無償割当の場合、割当対象株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日において当然に新株予約権者となるため、特段の手続きは不要です。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当決議を行い、新株予約権の割当を受ける株主の皆様が確定した後であっても、上述4.(3)に記載のとおり、①大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当を中止し、または新株予約権無償割当の効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 大量買付ルールの有効期限及び改廃

本定時株主総会において本方針が株主の皆様により承認された場合、その有効期限は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時とさせていただきます。

しかしながら、仮に、本定時株主総会において、本方針の継続について、株主の皆様の賛同を得られない場合には、賛同が得られないことが確認された時点をもって本方針は廃止さ

れることとなります。

なお、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた後であっても、有効期限の満了前に、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がなされた場合または当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本方針の有効期限内、本方針の趣旨に反しない限り、法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃等が行われたことにより、本方針を変更することが適切な場合及び誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うことが適切であり、当社株主に不利益を与えない場合には、本方針を変更し、又は修正することがあります。

当社は、本方針が廃止され、もしくは修正または変更された場合には、これらの事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

以 上

## 大株主の状況

平成 21 年 9 月 30 日現在の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社小野木興産	2,815	16.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	767	4.44
株式会社大垣共立銀行	710	4.11
株式会社十六銀行	705	4.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	704	4.08
トーカイ共友会	701	4.06
岐阜信用金庫	672	3.89
小野木孝二	530	3.07
株式会社北陸銀行	525	3.04
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスディック ノン トリーティー アカウント	411	2.38

## 新株予約権の概要

### 1. 割当の対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当をする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

### 7. 新株予約権の行使条件

大量買付者及びその特定株主グループならびに大量買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

## 独立委員会委員略歴

## \* 星野 鉄夫 (ほしの・てつお)

略歴 昭和 11 年 4 月生まれ

平成元年 6 月 岐阜車体工業株式会社代表取締役社長

平成 13 年 6 月 同社代表取締役会長 (現任)

(その他)

平成 5 年 4 月 各務原文化協会会長 (現任)

平成 15 年 4 月 岐阜県経済同友会特別幹事 (現任)

平成 15 年 12 月 スイートバレー推進協議会副会長 (現任)

平成 16 年 11 月 各務原商工会議所会頭 (現任)

## \* 高井 法博 (たかい・のりひろ)

略歴 昭和 21 年 9 月生まれ

昭和 52 年 3 月 税理士登録 (名古屋税理士会)

昭和 53 年 3 月 高井法博会計事務所設立 代表

その他関連 11 社代表 (現任)

平成 19 年 1 月 税理士法人 T A C T 高井法博会計事務所に組織変更  
代表社員 (現任)

(その他)

平成 18 年 5 月 岐阜市都市経営戦略会議委員 (現任)

平成 18 年 10 月 駅前交流拠点施設利活用有識者会議委員 副座長 (現任)

平成 19 年 3 月 岐阜市特殊勤務手当の見直しに係る懇話会委員 (現任)

平成 19 年 5 月 岐阜市文化産業交流センター指定管理者選定委員  
及びネーミングライツ選定委員 (現任)

平成 19 年 10 月 教育による岐阜市の活性化有識者会議委員 (現任)

## \* 川島 和男 (かわしま・かずお)

略歴 昭和 16 年 9 月生まれ

昭和 49 年 4 月 川島和男法律事務所設立 所長 (現任)

昭和 63 年 6 月 当社監査役就任 (現任)

(その他)

平成 8 年 4 月 岐阜市教育委員 (平成 19 年 12 月末まで)

平成 20 年 4 月 岐阜県最低賃金審議会会長 (現任)